

身体拘束等の適正化のための指針

社会福祉法人ダブルエッチジェー

令和4年4月1日

(令和5年1月一部改定)

目次

1	身体拘束に関する基本的な考え方	・・・	P3
2	身体拘束の具体例	・・・	P3
3	身体拘束の判断基準	・・・	P4
4	身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針	・・・	P4
5	身体拘束適正化検討委員会	・・・	P4
6	身体拘束を実施する場合の手続き	・・・	P5
7	身体拘束を廃止する場合の手続き	・・・	P7
8	利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針	・・・	P8
9	身体拘束に対する具体的な支援例	・・・	P9
10	障がい者施設で起こり得る事例に対する具体的な支援例	・・・	P15
11	関連通知・解釈通知及び参考資料	・・・	P16

別紙

別紙 1：身体拘束議題提案書

別紙 2：身体拘束に関する同意書

別紙 3：身体拘束等に関する記録

別紙 4：身体拘束廃止依頼書

別紙 5：身体拘束に関する月間集計・経過観察記録

別紙 6：身体拘束にあたる車椅子付属品の取り扱いについて

1 身体拘束に関する基本的な考え方

社会福祉法人ダブルエッチジェーでは、身体拘束を検討し、また実施する際に、以下の事項を参照に行う。

- i 身体拘束は利用者の行動を制限することであり、**利用者の人権を守るために基本的には行わない**ということを原則とする。
- ii 身体に危険性が及ぶ緊急の場合を除き、**身体拘束に関する同意書にない拘束は行わない**。
- iii 身体拘束を行っている場合にも、**拘束解除を目標**とする。

以下の場合には身体拘束を禁止する

◇懲罰目的の使用

◇痙攣発作の可能性が高い場合

◇身体拘束によって嘔吐による誤嚥・その他の身体的な危険が予測されるような意識障害の場合

2 身体拘束の具体例

社会福祉法人ダブルエッチジェー権利擁護委員会は以下の事例を身体拘束と定める。

身体拘束とは、支援者が利用者の身体の自由を意図的に拘束することである。

- ① 1人での歩行が不安定で尚且つ危険が伴う場合、車いすやベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ② 転落しないようにベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。または柵等で囲む。
- ③ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。また、皮膚を掻き毟らないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ④ 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりしないように、後付けでY字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑤ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑥ 脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑦ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑧ 行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服薬させる。
- ⑨ 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑩ 頭を柱に強くぶつける、自らの体を激しく傷つけるなどの自傷を一時的に職員の体で制止する。
- ⑪ 周囲の人に殴る・噛み付く・ける・つばをかける・髪を引っ張る等の他害を一時的に職員の体で制止する。
- ⑫ 採血など健康診断において体や腕を一時的に抑える。
- ⑬ 公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出さないように職員の体で制止する。

- ⑭ 本人が嫌がる身体的自由の制限を伴う療法を行う。
- ⑮ 場所の移動など、無理やり手を引っ張るような本人が嫌がる対応をする。
- ⑯ 本人が嫌がる定時排泄を無理にでも行う。
- ⑰ 電話・メール利用できないのに無理やり GPS 携帯を所持させている。
- ⑱ 監視カメラ・センサー等を設置して行動把握をしている。
- ⑲ 食べ物・飲物を取りすぎないように職員が体で制止する。

* ①～⑨は厚生労働省「身体拘束ゼロへの手引き」参照

* ⑩～⑲は NPO 法人 PandA-J「サービス提供事業所における虐待防止指針及び身体拘束体対応指針に関する検討」参照

3 身体拘束の判断基準

- I 身体拘束を実施せざるを得ないような事態が生じた場合とは、利用者に何らかの事故を想定する事態である。
- II 身体拘束による心身の損害よりも、拘束しない場合のリスクのほうが高い場合、かつ、切迫性、非代替性、一時性の 3 要件を満たした場合のみ、身体拘束を検討する。

4 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- I 全ての支援者に対して、身体拘束等の適正化に向け、利用者の人権を尊重した支援の励行を勧めるとともに、身体拘束等の適正化の基礎的内容や適切な知識を普及・啓発することを目的に研修を実施する。
- II 研修は年 1 回以上の開催とし、必要に応じ外部の研修にも参加する。
- III 新規採用時には、必ず本研修を実施する。
- IV 本研修の実施内容については記録を取り保管する。

5 身体拘束適正化検討委員会

各施設に身体拘束適正化検討委員会を設置し、身体拘束の実施を検討する。

- I 身体拘束適正化検討委員会の構成は管理者 1 名、副管理者、主任、サービス管理責任者、及び各作業班長等を加え、各施設の職員数に応じて管理者が任命する。
- II 身体拘束適正化検討委員の任期は当該年度の 4 月 1 日から翌 3 月 31 日までとし、再任を防げない。
- III 個別の事案に関して、【身体拘束議題提案書】が提出された場合 3 日以内にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（担当者を含む）は臨時委員会を開催する。また、定期委員会を開催し、半年間の状況把握・分析、身体拘束の継続の有無の検討・評

働を行う。

IV 身体拘束適正化検討委員会は、月に1回、集計・分析を行う。

V 身体拘束適正化検討委員は年に1回、権利擁護委員会にて身体拘束に関する会議を行い、制度の見直しを行う。

6 身体拘束を実施する場合の手続き

利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合、以下の手続きを経て身体拘束を実施する。

身体拘束を実施せざるを得ないような事態=事故の予測

- ↓
- ① 身体拘束適正化検討委員会へ【身体拘束議題提案書】を提出

↓

 - ② 臨時身体拘束適正化検討委員会を開催（3日以内）

↓

 - ③ 【個別支援計画書】及び【身体拘束に関する同意書】の作成（4日以内）

↓

 - ④ 利用者及び家族等への説明（7日以内）

↓

 - ⑤ 身体拘束の実施及び【身体拘束等に関する記録】への記載、確認

↓

 - ⑥ 定期身体拘束適正化検討委員会を開催（半年以内）

6-① 身体拘束適正化検討委員会へ【身体拘束議題提案書】を提出

利用者において、身体及び精神に著しく危険が及ぶため、身体拘束の検討が必要と判断した場合は【身体拘束議題提案書】を身体拘束適正化検討委員会へ提出する。

提出は常勤職員に限らず、勤務している職員であれば、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（担当者を含む）と協力しだれでも提出可能とする。

6-② 臨時身体拘束適正化検討委員会を開催

身体拘束適正化検討委員とサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（担当者を含む）は、【身体拘束議題提案書】を受けた場合、提出から3日以内に臨時身体拘束適正化検討委員会を開催する。

委員会にて慎重検討の結果、下記の3つの要件を満たした「緊急やむを得ない場合」であ

ることを確認し、身体拘束が必要であるか検討する。

切迫性	利用者本人またはほかの利用者等の生命または身体に危害を及ぼす危険性が著しく高い
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・看護方法がない
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である

身体拘束適正化検討委員は、同時に【会議記録】を作成し、会議内容の記録を行う。身体拘束を必要としない代替案が出た場合は【会議記録】の作成と代替案の周知の後、臨時身体拘束適正化検討委員会を終了とする。

6-③【個別支援計画書】及び【身体拘束に関する同意書】の作成

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（担当者を含む）は、身体拘束が必要と判断された場合、【身体拘束議題提案書】を受けてから4日以内に【個別支援計画書】に身体拘束を行うこと、回避するための計画を加筆する。

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（担当者を含む）は、身体拘束が必要と判断された場合、【身体拘束議題提案書】を受けてから4日以内に【身体拘束に関する同意書】を作成する。

6-④ 利用者及び家族等への説明（7日以内）

利用者及び家族等に連絡し面談を行う。【個別支援計画書】【身体拘束に関する同意書】に基づいてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（担当者を含む）、身体拘束管理委員が詳細な説明を行い、十分な理解と同意を得た上で、【個別支援計画書】【身体拘束に関する同意書】に記名捺印を頂く。

【身体拘束に関する同意書】は3部コピーをとり、下記の通り保管する

原本	施設ファイル
コピー①	家族への控え
コピー②	利用者ファイル
コピー③	記録ファイル

利用者及び家族等が納得していただけない場合は身体拘束を行わない。

6-⑤ 身体拘束の実施及び【身体拘束等に関する記録】への記載、確認

実際に身体拘束を行う場合は【身体拘束に関する記録】へ、身体拘束を行っていた時間（開始～終了）、身体拘束を行った状況・やむを得ない理由、身体拘束の内容・方法・場所、実施している間の利用者の状況、その後の対応・結果について記載する。

○身体拘束適正化検討委員は身体拘束の実施の状況を当日中に【身体拘束に関する記

録】をもとに確認、押印する。

○管理者は身体拘束の実施の状況を1週間以内に【身体拘束に関する記録】をもとに確認、押印する。

6-⑥ 定期身体拘束適正化検討委員会を開催

身体拘束の廃止を目標に、経過観察身体拘束を開始してから半年以内に、初回の定期身体拘束適正化検討委員会を開催する。

身体拘束を継続することとなった場合、③【個別支援計画書】及び【身体拘束に関する同意書】の作成に戻り、支援を継続する。

7 身体拘束を廃止する場合の手続き

【身体拘束に関する同意書】を行っていた利用者において、身体拘束をすることなく危険を回避できる状況になった場合、以下の手続きを経て身体拘束を廃止する。

身体拘束なく支援が行うことができた

↓

① 身体拘束適正化検討委員会へ【身体拘束廃止依頼書】を提出

↓

② 臨時身体拘束適正化検討委員会を開催及び【会議記録】の作成（3日以内）

↓

③ 【個別支援計画書】の作成（4日以内）

↓

④ 利用者及び家族等への説明（7日以内）

7-① 身体拘束適正化検討委員会へ【身体拘束廃止依頼】を提出

利用者において、身体拘束なく支援が行えるようになったと判断した場合は【身体拘束廃止依頼書】を身体拘束適正化検討委員会へ提出する。

提出は常勤職員に限らず、勤務している職員であればサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（担当者を含む）と協力しただけでも提出可能とする。

7-② 臨時身体拘束適正化検討委員会を開催及び【会議記録】の作成

身体拘束適正化検討委員とサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（担当者を含む）は、【身体拘束廃止依頼書】を受けた場合、提出から3日以内に臨時身体拘束管理委員会を開催する。

委員会にて慎重検討の結果、下記の3つの要件を満たした「緊急やむを得ない場合」でないことを確認し、身体拘束が不要であるか検討する。

切迫性	利用者本人またはほかの利用者等の生命または身体に危害を及ぼす危険性が著しく高い
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援・看護方法がない
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的である

身体拘束適正化検討委員は、同時に【会議記録】を作成し、会議内容の記録を行う。

7-③【個別支援計画書】の作成

サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（担当者を含む）は、身体拘束が不要と判断された場合、【身体拘束廃止依頼書】を受けてから4日以内に【個別支援計画書】に身体拘束を行わない場合の支援に関する計画を作成する。

7-④ 利用者及び家族等への説明（7日以内）

利用者及び家族等に連絡し面談を行う。【個別支援計画書】【身体拘束廃止依頼書】に基づいてサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者（担当者を含む）、身体拘束適正化検討委員が詳細な説明を行い、十分な理解と同意を得た上で、【個別支援計画書】【身体拘束廃止依頼書】に記名捺印を頂く。

【身体拘束廃止依頼】は1部コピーをとり、下記の通り保管する

原本	施設ファイル
コピー①	利用者ファイル

8 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

I 本指針は書面として備え置き、利用者又は利用者家族等関係者からの求めに応じ、閲覧に供するものとする。

II 本指針は電磁的記録としてホームページに掲載し、公表することとする。

9 身体拘束に対する具体的な支援例

《身体的拘束廃止に向けて》

事例 1 転落しないように、ベッドを柵等で囲む

自分でベッドから降りられないように、ベッドを柵等で囲む

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・転落する環境認知ができる ・転落することの危険を察知することが出来る ・降りようとするときに知らせることが出来る ・機能訓練を受けて脚力を高める ・不穏にならない ・家族の協力で外泊をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・転落予防のために頻回に巡回する ・降りようとする状況を観察する（自分で動く時間や状況） ・排泄介助、見守り強化 ・離床の促進 ・声掛けを多くする 	<ul style="list-style-type: none"> ・窓からの転落予防にフェンスを設置する ・低床車椅子の導入 ・ソファーへの移動 ・マットレス、畳の使用 ・詰所に近い居室への移動 ・介護ベッドの購入 ・低床ベッドの導入 ・ベッドを一番低い位置にする ・転落しても安全な環境づくり

◆ベッド全体を柵や壁で囲ってあり降りる所がない場合は身体拘束になりますが、身体1人分の降りることが出来る所があれば、身体拘束ではありません。

事例 2 皮膚を掻き傷らないように、本人の意思で外すことのできない手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・爪の確認、患部に手の届きにくい大き目の服を着る ・皮膚の乾燥、湿潤を防ぐことができる ・毎日の入浴、清潔保持 ・痒み、不快感の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽を流す、話し掛ける等気分転換を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション等による見守りの強化 ・寝具、衣類は肌触りのよいもの、室内の温度、湿度の調節

◆本人に危険を及ぼす恐れがあるため、医師の指示のもと行われている場合は身体拘束ではありません。（要診断書？）

◆指が分かれている手袋は身体拘束ではありません。

事例 3 車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・端座位保持訓練の実施、座位の安定を図る ・PTの協力によりリハビリの実施 ・アクティビティの工夫 ・日常のリハビリの実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り時間を増やす ・座位可能な時間と車椅子 ・安楽な座位姿勢 ・言語療法訓練 ・離床の目的作り ・離床時間の把握 ・立ち上がりの原因、目的の究明 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべり止めのついたクッション、脇パットの併用 ・踏み台、枕等の使用による体位の安定 ・車椅子の選択、モジュール型、リクライニング型など座面 ・シートのたるみの解消

- ◆本人に危険を及ぼす恐れがあるため医師の指示のもと行われている場合は身体拘束ではありません。(要診断書?)
- ◆座位の保持が不可能な方のベルトは身体拘束ではありません。
- ◆自分で外すことが出来る場合も身体拘束ではありません。
- ◆本人や家族の希望であっても、車いすを使わずに歩ける方が、車いすに座り、本人の意思で外すことが出来ないベルトをすることは身体拘束にあたります。同意書が必要です。

事例 4 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・若干大きめの服を着る ・排便のコントロール、排尿パターンを知る、おむつ交換時間の調整 ・爪の状態の確認 ・車椅子での安楽な姿勢保持 ・痒みや不快感の除去 	<ul style="list-style-type: none"> ・脱衣、オムツはずしの原因 ・夜間巡回を30分間隔にする ・汚れた時点で部分清拭 ・シーツ、衣類交換を随時 ・トイレ誘導 ・日誌、記録の精査 ・声掛け、レクリエーション 	<ul style="list-style-type: none"> ・オムツが合っているか ・石鹸でこすり過ぎない ・寝具、衣類の乾燥、清潔 ・肌触りのよい下着

- ◆本人の意思で脱ぐことが出来る服であれば身体拘束ではありません。

事例 5 自分の意志で開けることのできない居室等に隔離する。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・不安定にならない ・暴力のコントロールができる 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りの強化 ・他に関心を向ける 	<ul style="list-style-type: none"> ・静かな環境 ・不安、不穏を招かない環境作り

- ◆職員も一緒に居室等に入っていれば身体拘束ではありません。

事例 6 頭を柱に強くぶつける、自らの体を激しく傷つけるなどの自傷を一時的に**職員**の体で制止する。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> 不安定にならない ストレスや不安をなくす ストレスを発散できる 嫌いな音をなくす 気分を落ち着かせる 気持ちのコントロール 怪我の防止 自傷の原因を伝える 自分の想いを伝える 	<ul style="list-style-type: none"> 気分転換を図る 好きなものを手渡して気持ちの切り替え 他に関心を向ける 別の場所に移動しクールダウンを図る 自傷行為につながる原因究明 自傷する時間・場所・その前後の行動（対応）等状況把握 行動パターンを把握する 見守りの強化 落ち着くように声掛け 	<ul style="list-style-type: none"> 柱にクッション等を巻きぶつかっても痛くない環境づくり（保護材） 静かな環境づくり 不安、不穏を招かない環境づくり 環境を変えてクールダウンする 肌が露出しない服装を着る 柱など自傷行為の対象となるものがない部屋にする

◆体全体で行動を抑えるように止めるのではなく、片手で身体の自由をすべて奪わないように止めることは身体拘束ではありません。

事例 7 周囲の人に殴る・噛み付く・ける・つばをかける・髪を引っ張る等の他害を一時的に**職員**の体で制止する。又は動けないように車椅子等を固定する。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ストレスや不安をなくす ストレスを発散できる 適切な行動を身に着ける SST で練習する 気持ちのコントロール・安定 望ましい行動を職員と一緒に考える 他害をする原因を伝える 自分の想いを伝える 相手が痛い事や嫌がっていることを理解する 我慢ができる 	<ul style="list-style-type: none"> 見守りの強化 落ち着けることのできる場所への移動 寄り添い 自傷する時間・場所・その前後の行動（対応）等原因と状況を把握 適切な行動を伝える 他の関心事を見つける ストレスの発散方法を教える 相手が痛い事や嫌がっていることを教える 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲に人のいない環境づくり 太鼓など叩いて楽しめる道具、安心グッズの準備 別部屋、空間を用意する 刺激の調節 危険物の撤去 周りの人の避難 周囲への周知 落ち着ける環境づくり

◆体全体で行動を抑えるように止めるのではなく、片手で身体の自由をすべて奪わないように止めることは身体拘束ではありません。

事例 8 採血など健康診断において体や腕を一時的に抑える。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・病気などの早期発見 ・事前に伝える ・慣れる ・不安定にならない ・失敗を防ぐ ・イメージトレーニング ・必要性を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要性を事前に説明する ・事前に練習する ・要因を探る ・他に関心を向ける ・マイナスのイメージを取り除く ・動くと危険なことを伝える ・気分を落ち着かせるような声かけ ・手をつなぐ、背中をなでるなど、気持ちに寄り添う ・速やかに終わらせる 	<ul style="list-style-type: none"> ・落ち着ける環境づくり ・落ち着ける人を配置する ・他の方法を探す ・他の利用者さんと一緒に行う ・手早く終わらせる流れ作り

- ◆体全体で行動を抑えるように止めるのではなく、片手で身体を自由をすべて奪わないように止めることは身体拘束ではありません。
- ◆医療行為を安全に行うためにも、医師に同行している看護師に対応していただくか、病院に行き病院のスタッフに対応していただくことを検討してください。
- ◆施設敷地内で抑える場合には同意書が必要です。

事例 9 公道等に急に飛び出したとき、あるいは飛び出さないように職員の体で制止する。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・一緒に危険なことの確認 ・交通ルールを理解する ・危険予知 ・ルールの理解 ・気持ちのコントロール ・室内で外に出たときの練習 ・一人で行動しない 	<ul style="list-style-type: none"> ・車の乗降時の見守り強化 ・ルールや約束事を決める ・公道側に職員は歩く ・事前に危険個所を把握する ・行動パターンを把握する ・興味のあるものを知る ・手をつなぐ ・危険を教える ・声掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ・建物から公道等に出られない環境づくり ・安全な環境づくり ・写真や動画で危険な場所物への目印をつける ・歩道があるなど安全な道を選ぶ ・鍵の施錠 ・絵カード

- ◆体全体で行動を抑えるように止めるのではなく、片手で身体を自由をすべて奪わないように止めることは身体拘束ではありません。

事例 10 本人が嫌がる身体的自由の制限を伴うリハビリやマッサージ等の療法を行う。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・必要性を知る ・いやな気持ちを伝える ・安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・別の療法の検討 ・事前説明 ・療法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の方法 ・落ち着く環境づくり

◆本人が嫌がっているが、家族の希望で行う場合は同意書が必要です。

事例 11 場所の移動など、無理やり手を引っ張るような本人が嫌がる対応をする。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・嫌がる理由を伝える（言葉・絵カード） ・必要性を理解する ・危険の認知 ・苦手な場所にも行けるように慣れる 	<ul style="list-style-type: none"> ・声掛け等落ち着いた雰囲気作りに心がけ円滑な移動誘導 ・自身で動いてもらえるような興味関心を見つける ・事前説明 ・本人のペースで移動 ・代替案の検討 ・タイミングを探る ・移動の時間に余裕をもつ ・移動を遅らせる ・動けない原因、状況を把握する ・手を添える 	<ul style="list-style-type: none"> ・行き方や行く場所について、絵カード、パンレットでわかりやすく示す ・安心できる環境にする ・他の利用者さんからの声掛け ・異動しなくてもいい環境、プログラムづくり ・日課にする

◆本人が嫌がっているが、家族の希望で行う場合は同意書が必要です。

事例 12 本人が嫌がる定時排泄を無理にでも行う。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・排泄前にサインを出す ・体調が整う ・トイレに行きたいと伝える ・体調管理ができる ・排泄の自己管理ができる ・トイレの場所がわかる ・清潔保持を理解する ・不快感を理解する 	<ul style="list-style-type: none"> ・排泄サインのよみとり ・排泄間隔を知り排泄時間を検討 ・体調を把握する ・排泄時間を本人と話し合う ・本人家族に事前に説明する ・排泄の自己管理ができるように教える ・意思を確認してから誘導する 	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレに行きたくないものや空間を作る ・トイレの雰囲気を変える ・トイレの環境整備 ・誘導方法の統一 ・快適なおむつを準備する

◆本人が嫌がっているが、家族の希望で行う場合は同意書が必要です。

事例 13 電話・メール利用できないのに無理やり GPS 携帯を所持させている。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話の使い方を学ぶ ・安心、安全が確保できる ・居場所を伝えることが出来るようになる ・必要性を理解する ・外出先で助けを求めることが出来る 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動パターンを把握する ・見守りを強化する ・必要性を伝える ・必要性の検討 ・携帯以外の連絡の取り方を考える ・行先の伝え方を教える 	<ul style="list-style-type: none"> ・名前・住所などを描いた名札 ・地域に「本人」がいることを知ってもらう ・簡単な携帯をつかう ・近所の人と関わる ・行先、時間、内容など行動を示すものを準備する(連絡ノート、メモ、サインボードなど)

◆施設が所持させている場合に限る。(家族が持たせている場合は、施設としての身体拘束に該当しません。)

事例 14 居室等に監視カメラ・センサー等を設置して行動把握をしている。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・不安定にならない ・危険予知ができる ・安心、安全が確保できる ・居場所を伝えることが出来るようになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守りの強化 ・行動パターンを把握する ・必要性の確認 ・職員配置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・行動範囲内の安全確保 ・居場所となる空間を作る ・一人で過ごす時間を少なくする

◆リビングや廊下などプライバシーが侵害されるおそれの無い場所への設置は身体拘束に該当しません。

事例 15 食べ物・飲物を取りすぎないように職員が体で制止する。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ・体調、健康管理ができる ・適度な量を知る ・ゆっくり食べる練習をする ・食べすぎ、飲みすぎによるリスクを知る ・飲食の欲求を満たす ・飲食以外に楽しみを見つける ・病院を受診する 	<ul style="list-style-type: none"> ・声掛け、見守り強化 ・原因、状況を把握する ・記録をとる ・量、回数を調節し適量の提供 ・小分けにして食べる ・テーブルに必要以上に置かない ・散歩や運動で消費カロリーを増やす ・食べ方を教える ・一人で食べたり飲んだりしないようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・目に入るところに食べ物・飲物を置かない ・小さめの道具など食器の工夫 ・彩りを考える盛り付け ・家族にルールを決めてもらう ・落ち着いて食べられる環境づくり

10 がい者施設で起こり得る事例に対する

具体的な支援例《参考》

* 社会福祉法人ダブルエッチジェー権利擁護委員会は、ヘッドギアの着用や、クールダウン・タイムアウト室（無施錠）へ移動させる支援を身体拘束に該当しないと定義します。

事例 1 てんかんによる転倒による怪我の防止のためのヘッドギヤ（頭部保護帽）を着用する。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> 立ち上がり、歩行時は声掛けしてもらい、一人で行動しない 二次被害を防ぐことが出来るよう練習する 自分に合ったおしゃれなものを選ぶなど心地よく着用できる 適切に医療をうけ、服薬をする 発作前にサインを出す 必要な時に着用することを知る 	<ul style="list-style-type: none"> 見守り強化 いつ起こりやすいかパターン把握 体調把握 転倒時に支えられるように近くで見守り 二次被害を防げるように教える 着用の必要があるときを把握する 	<ul style="list-style-type: none"> 畳の部屋、ぶつかって危険な場所を取り除く（保護材） 車椅子を使用する 怪我しにくい環境づくり

事例 2 自傷防止のためのヘッドギヤ（頭部保護帽）を着用する。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> ストレスや不安をなくす ストレスを発散できる 嫌なことを感じたら周囲に伝える（言葉・絵カードなど） 気持ちを落ち着かせる 気持ちのコントロール 自分の想いを伝える 爪伸ばしすぎない 	<ul style="list-style-type: none"> 他に関心を向ける 自傷する原因、状況を把握する 信頼関係を築く 見守り強化 ストレスの発散方法を教える 心の動きに気付く 	<ul style="list-style-type: none"> 壁と頭の間クッション 自傷行為をしないための空間を作る 帽子をかぶる 原因となるものを取り除く レク、スポーツ用品などを揃える

事例 3 本人を落ち着かせるために、クールダウン・タイムアウト室（無施錠）へ移動させる支援方法を行っている。

利用者側の工夫	職員側の工夫	道具や環境の工夫
<ul style="list-style-type: none"> 不安、恐怖心、ストレスをなくす パニック、不安定にならないよう気持ちをコントロールする その場で落ち着ける訓練する 	<ul style="list-style-type: none"> どんな場所が好きか知る 気分を落ち着かせるような声かけ 不穏になる原因、状況を把握する ほかの方法を考える 	<ul style="list-style-type: none"> 静かに落ち着ける様な環境づくり 落ち着けるものを空間に置く 安心する環境づくり

11 関連通知・解釈通知及び参考資料

身体拘束等の適正化

○身体拘束等の適正化を図るため、身体拘束等に係る記録をしていない場合について、基本報酬を減算する。≪身体拘束廃止未実施減算【新設】≫ 5 単位/日

※療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設等

身体拘束廃止未実施減算の計算例

(1 カ月 22 日利用の利用者が 30 名、単位数単価 10.18 円の場合)

5 単位×22 日×30 名×10.18 円=33,594 円の減収になります。